

平成30年度第1回千葉県国民健康保険運営協議会議事概要

1 日時 平成30年9月5日（水）午後2時30分～午後4時30分

2 場所 千葉県教育会館本館 604会議室

3 出席委員

（委員総数14名中12名出席）

岡田委員、鎌形委員、仲村委員、石井委員、小嶋委員、久保木委員、
永島委員、福山委員、小賀野委員、岡本委員、長根委員、上原委員

4 会議次第

（1） 開会

（2） 健康福祉部長あいさつ

（3） 議題

ア 会長及び会長代行の選出について

イ 千葉県国民健康保険運営協議会運営要綱の改正について

ウ 平成31年度納付金・標準保険料率の算定方法について

（ア） これまでの国保改革の状況について

（イ） 平成29年度国民健康保険決算状況について（市町村分）

（ウ） 平成30年度納付金・標準保険料率の算定結果及び市町村に

おける保険料率の改定状況について

エ 平成30年度国民健康保険運営協議会の予定について

（4） 報告事項

ア 保険者努力支援制度について

イ 国保ヘルスアップ支援事業について

（5） その他

（6） 閉会

5 議事

(1) 会長及び会長代行の選出について

○ 事務局説明

(事務局)

まず、初めに、議題(1) 会長及び会長代行選出について、会長選出まで、事務局で進行をするので、よろしくお願いいたします。

会長については、国民健康保険法施行令第5条第1項の規定により、「公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」こととなっている。

委員の皆様の意見をお願いしたい。

○ 意見・質疑応答

(委員)

前回に引き続いて、小賀野委員にお願いしたいと考える。

小賀野委員は、我が国の医療保険制度について見識をもっており、前回の協議会でも非常に円滑に議論を進めていただいております、推薦したい。

(事務局)

小賀野委員を推薦する意見があったが、委員の皆様の意見をお願いしたい。

<異議なしの声>

(事務局)

それでは、小賀野委員を会長に決定する。

<小賀野委員が会長席へ移動する。>

※ 議長交代 →小賀野議長

(議長)

会長代行の選出については、会長の選出に準じて公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選出することとなっているが、委員の皆様の意見をお願いしたい。

○ 意見・質疑応答

(委員)

弁護士の岡本委員を推薦したい。

岡本委員は、県の国民健康保険審査会においても会長職務代行者を務められており、本県の国民健康保険制度について見識をお持ちの弁護士である。前回の協議会でも副会長として本会の円滑な運営にご尽力をいただいた。

(議長)

岡本委員を推薦する意見があったが、皆様の意見をお願いしたい。

<異議なしの声>

(議長)

それでは、岡本委員を会長代行に決定する。

<岡本会長代行が、会長代行席へ移動する。>

(2) 千葉県国民健康保険運営協議会運営要綱の改正について

○ 事務局説明

事務局より資料 1－1～1－2 及び参考 1 をもとに説明

(議長)

今の事務局の説明について、ご意見・ご質問があれば、お願いしたい。

<質疑なし>

(議長)

それでは、事務局提案のとおり、「千葉県国民健康保険運営協議会運営要綱（案）」のとおり制定してよいか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは、「千葉県国民健康保険運営協議会運営要綱（案）」は、原案のとおり決定する。

(3) 平成 31 年度納付金・標準保険料率の算定方法について

議題に入る前に、これまでの国保改革、本運営協議会の役割などについて、事務局より説明を行い、その後、改めて議題の審議を行うこととする。

○ 事務局説明

事務局より参考 2 から参考 6－1～4 をもとに説明

(議長)

議題（3）の前提となる説明であったが、御質問・御意見あればお願いしたい。

○ 意見・質疑応答

(委員)

参考４と参考の５－１について、３０年度の千葉県の予算は５，４００億、２９年度の市町村決算（速報値）は７，４００億であり、比較すると、２，０００億ぐらい差があるが、この差は何か。

(事務局)

市町村の財政単年度支出の真ん中あたりに、共同事業拠出金があるが、これは、広域化に伴い廃止されている。

なお単年度支出の保険給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者納付金、介護納付金を合計すると２９年度決算で、５，４２５億円となっており、大体（県の予算と）同じになる。

(委員)

参考３について、保険料収納率全国で４５位、８９．５３％だが、なぜ千葉県が全国ワースト３と悪い収納率なのか、この辺の原因というのは、県の方で把握しているのか。

(事務局)

正直なところ、原因がなかなか把握できていないという状況である。

当然、県としても収納率が低いという状況は承知しており、保険指導課の中にも徴収の相談員を配置しており、また、指導の段階でも、徴収の関係で指導を行っている。

各市町村も頑張っており、２１年度から見ると、１０％近く上がっている市町村もあるが、ただ現実には、他の県の市町村も上げてきているというところもあって、なかなか追いつかないというのが実情である。

(委員)

引き続き、今後は、県の方で力をいれて、ぜひ（収納率を）上げるようお願いしたい。

○ 事務局説明

事務局より、議題（３）の「平成３１年度納付金・標準保険料率の算定方法」について資料２－１及び資料２－２をもとに説明

(議長)

本日の会議のかなり重要なところであり、事務局より詳細な説明があったが、昨年度策定した、この千葉県国民健康保険運営方針に、基本的に３１年度も沿うということということである。

また、昨年国から示された、またはこれから示されるガイドラインの考え方を尊重することが基本的な考え方である。

今の事務局の説明について、ご意見・ご質問があれば、お願いしたい。

○ 意見・質疑応答

(委員)

資料２－２の激変緩和措置の特例基金からの配分の確認だが、初年度に５億円を投入したということで、特例基金の３分の１特例基金１５億円のうち５億円を投入して、現時点で、１０億５千万円残っており、それから３１年度は４億円を投入して、残り６億５千万円を、平成３５年度までに順次使っていくという理解でよいのか。

(事務局)

委員のお見込みのとおりで、今年度は５億円を投入し、３１年度は４億円を投入する。

３２年度以降、３億円、２億円、１億円と減っていったって、最終年度は残り数千万を使い切るということで考えている。

(議長)

他に、ご意見・ご質問があれば、お願いしたい。

<質疑なし>

(議長)

それでは、お示しされた（案）で了承することとしてよいのか。

<異議なし>

(議長)

（事務局へ確認だが、）これは、今日は、確定的な了承ということではよろしいか。

(事務局)

この後、ご意見、質問票でいただければと思うが、基本的にはこの方法で一旦仮係数の段階で計算をさせていただければと考えている。

(委員)

激変緩和措置への対応について、全部で７項目あるが、各項目国の指針に沿って各県も同じような形になっているのか。

個別の項目を見ると例えば、「下限値は設定しない。」「下限値を設定すると保険料引下げの効果が打ち消され、市町村の努力が抑制される恐れがある」とあるが、本当にそうなのか。

(事務局)

全国ベースでどういう対応しているかというのは手元にはないが、県の場合、保険料を出した後に激変緩和をかけている。

最終的な保険料を出すということは、各市町村の努力支援制度の収入などを計算したうえで保険料を出して激変緩和をかけるということになる。

例えば、努力支援で保険料を5千円なり1万円なり下げられた場合に、下限値を設けた関係で、最終的な計算が2千円しか下がらないということになると、努力支援制度をやってもやらなくても2千円しか下がらないということで、県では取り入れないこととした。

全国的に見ると、特に西の方では下限値を設定したところもあると聞いている。

また、千葉県のように保険料で激変緩和をかけているところ、それから納付金の段階で激変緩和をかけている都道府県もある。

納付金の段階だと、努力支援制度の収入などを加味しない形で激変緩和をかけるので、激変緩和後に収入として努力支援制度を見ていけば、各市町村のインセンティブが働くと思うが、その収入を計算した後で千葉県のように行くと、やはり、やってもやらなくても同じということが想定されるので、下限値を設定しないこととしている。

(議長)

それぞれについて、理由が記されており。この点についても、さらにご質問等がございましたら、意見票をご提出いただけるとありがたい。

ほかにもしなければ、この案で計算していただくということで、ご了承することとしてよいか。

<異議なし>

(4) 平成30年度国民健康保険運営協議会の予定について

○ 事務局説明

事務局より資料3をもとに説明

6 報告事項 保険者努力支援事業及び国保ヘルスアップ支援事業について

○ 事務局説明

事務局より資料4、資料5-1及び5-2をもとに説明

(議長)

今の事務局の説明について、また、今までの会議全体を通して、ご意見、ご質問があればお願いしたい。

<質疑なし>

7 閉会

午後4時30分 閉会